

第4回 鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会

議 事 概 要

日 時 平成19年2月26日（月）

13：35～16：50

会 場 古川ロイヤルホテル

コンベンションホールグラウンド平成

1. 開会

(開会 午後 1時30分)

委員 筒砂子ダムと田川ダムでは正確にはどのぐらいの流量の低減効果があるのか。

事務局 河川整備基本方針の中で、三本木基準点において田川ダムで概ね100m³/s、筒砂子ダムで概ね200m³/sの基準地点での効果量を見込んでいる。

委員 資料 - 3の28ページで、田川ダムをつくる必要性の記載があるが、県の資料 - 6の素案では、筒砂子ダムの具体的な概要が記載されている。田川ダムについては整備計画に具体的な概要が盛り込まれないのか確認したい。また、具体的に事業採択されて、実現していく時点ではどこかの機関に諮ることが必要なのか。ダムの必要性が整備計画に記載があれば、あとは勝手に動き出していいのかどうか。改めてダムが具体的な実施の段階時に、審議や、意見を聞くような機会があるのか。吉田川上流については、洪水調節施設の必要性がうたわれているが、資料 - 3の32ページでは、正常流量の確保の記載で「しかし本整備計画では新規水源開発は行わないことから、渇水時には正常流量の確保が困難となる」と、関係機関との連携となっている。治水対策ではダムを想定した洪水調整施設が必要だということからすると、吉田川につくると想定されているダムは、治水ダムで、利水は含まれていないと理解すればいいのか。

事務局 田川ダムは、現在整備段階が実施計画調査中であり、筒砂子ダムは建設中であることから、整備段階が1段階下のところにある。大臣管理区間の資料 - 4の64ページには田川ダムの諸元を載せている。筒砂子ダムは容量配分図、例えば利水容量の何の目的に幾らとかという図が載せてあるが、これは現在建設中のため現在の諸元を記載できるが、田川ダムについては実施計画調査中であり、これから建設に上げていくダムなので、記載できる範囲で基本的なダムの高さ、総貯水容量を明記している。ただ、これについても建設段階に入ると、特定多目的ダム法のもとにダムの基本計画を国土交通大臣が策定することになっており、そちらで官報告示されると、最終諸元について記載することとなる。このため、基本計画が策定されたら、本整備計画を変更し、諸元については筒砂子ダムと同様の記述を行っていくこととなる。吉田川上流の洪水調節施設については、委員からの前向

きに記述できないかという指摘があり、前回の議事録のやりとりをもとに、資料 - 3 の28ページの下の方に2行ほど記載しているが、吉田川上流の洪水調節施設については、河川整備基本方針では必要な施設と明確に位置付けているので、「整備に向け、今後とも水文、地形、地質等の技術的調査を継続する」など、誤解を招かないようわかりやすく修文する。それから、資料 - 3 の32ページの正常流量の補給については、「しかし本整備計画では」となっており、本整備計画では調査を実施するというを基本に記載しており、利水についてはこの整備計画以降の整備計画で明らかにすることとなるので、整備計画期間中には新たな水資源開発が行われないから、渇水対応は関係機関との連絡調整で乗り切るしかないという意味であり、これから吉田川上流の施設の検討の際に利水の要請や、正常流量の補給の必要性が明らかになれば、渇水時に補給する、田川ダムや筒砂子ダムと同様のタイプのダムを検討することになると考えている。

委員 整備計画本文で詳しく記載されていたので理解した。今年は特に暖冬であるが気象庁のデータでもこの100年で確実に気温が1度上がっている。これは温暖化が進んで、暖冬で積雪量がだんだん減っていくことになると、治水ダムとしての期待と同時に、必要な水が確保されないことが想定されると、吉田川上流の洪水調節施設については、治水、利水、両面での活用の検討をしていただきたいと思っている。今の説明で本整備計画に載っていないということで付言しないとのことだが、思いとしてはあるという理解でいいのか。

事務局 確約は今の段階ではできないが、資料 - 3 の26ページの吉田川上流の洪水調整施設の記載については、案として「吉田川上流の洪水調節施設については、整備に向け、今後とも水文、地形、地質調査のほか、治水、利水計画等の技術的調査を継続していく」となると誤解ないと思うので、検討を内部的には少しずつでも行っているため、表現については持ち帰って入れる方向で検討させていただきたい。

委員 資料 - 3 の47ページで、渇水時の対応が記載されているが、鳴瀬川水系渇水情報連絡会は、頻繁に開催されているものなのか。

事務局 地整全体の一般的には、渇水情報連絡会は5月以降に定期的な会合を持って、実際水が不足するおそれが生じるときに必要な応じて開催するのが通例であるが、今年につ

いては少雪、暖冬で、春先の水不足の懸念があるので管内の水系ごとに2月の下旬までに第1回の臨時の湧水情報連絡会を開催するように東北地方整備局河川部長名で各所長に通知している。鳴瀬川については、2月28日に鳴瀬川と北上川の合同の情報連絡会が開催されることになっている。必要に応じて不定期に実施していく性格のものである。

委員 大崎東西を歩いて見ると、今年の場合は山にほとんど雪がないので、夏場の湧水対策以前に春の水不足が心配だと思っていたので、早目、早目に市民、県民の方々に警鐘を鳴らしながら節水だとか、計画的な利水の声かけをしないと、これ大変なことになってしまうので、既に動き出して、機能しているようなので、感謝したいと思う。

委員 資料 - 4と7を使って教えてもらいたいと思うが、まず今回の河川整備計画素案、国及び県について非常にきちんとできているので、まず評価したいと思う。それで、その中で河川についての異論はないし、それから国も県も一つずつダムを抱えているが、山に雪がどれくらい積もって、それが春先にどれくらい融けてくるか、今後地球温暖化が進んだ場合にどうなるかの研究をしているが、単純計算で1 上昇につき大体ピーク時の積雪量は10%くらい減り、4 くらい上昇すると40%くらい積雪量は減少すると推定している。今年の場合は、温暖化の他、エルニーニョの影響でこういう現象になっていると思うので、今後ダムの貯水能力が認められてくるのではないだろうかと思う。長野県も知事がかわったら脱ダム宣言と、施策に少し方向転換しようという話があるので、今回の二つの整備計画の中でのダムの位置付けについては、評価したいと思う。県の資料 - 7の42ページの図2 - 12のところ、善川の流量が350m³/sの値になっているが、資料 - 7の33ページの図1 - 3の配分流量では善川は400m³/sになっているがこの違いはなぜなのか。それから、県の資料 - 7の24ページの利水の現状と課題で、説明の中で訂正があったが、資料 - 6の7ページで鳴瀬川中流堰下流地点では25年と記載してあるが、説明で52年に、さらに2トン以下の1カ年が4カ年、4トン以下の2カ年が7カ年に訂正されている。そして、後段の吉田川は南川ダム完成後18年でこのような状況と記述されているが、それが国の資料 - 4の38ページで同じ内容の記載があり、県の資料は52年に対して国の資料は54年と書いてあるが、資料の整合はとれないのか。それから、吉田川について、国の資料はダム完成後というのは、宮床ダムが完成した後6年間でということ記載しているが、両方見た場合、違和感があるので検討できないか。

事務局 県と調整をしているつもりであるが、十分でないので、ほかも含めて横のチェックはしておく。計画流量配分図については直轄合流点付近で400m³/s、それから資料 - 7の42ページの宮城県で作成した資料では350m³/sで50m³/sの乖離があるが、直轄合流点地点で400m³/sまで上がってくると見ておけば正しいのではないかと考えている。残流域の関係がもしれない。少なくとも宮城県は350m³/sで改修をこれまでやってきたものとの400m³/sの不整合は生じないと考えているので、内容についての確認はしておく。

委員 図を見ると、やや合流点あたりまで線が延びているので、そうすると350m³/sから400m³/sに、余り変わらない感じを受けた。資料 - 4の40ページ、41ページのところに写真が載っているが、その前のページの39ページでは写真3 - 11と、写真番号を記載しているが、ここの40、41ページには写真番号を記載するべきではないか。それから、資料 - 4の61ページ、63ページに写真が入っているが、ほかのところでは写真番号の下にタイトルがついているが、ここも抜けたままでいいのか。

事務局 資料 - 4の41ページの方は、見にくいですが、6種類の動物、植物の写真の下に写真3 - 19と書いているが分かりやすくする。

委員 資料 - 4の16ページの段落二つ目で、排水「ひらぼり」と呼んでいいのか、もし「ひらぼり」と読むのであれば「掘」ではなくて「堀」ではないか。また、資料 - 7の2ページの表に「たちぼりがわ」、「たてぼりがわ」、これどう読むのか。ここも「掘」になっているが、これも「堀」ではないかと思う。資料 - 4の21ページにも出てくるが、後で整理してもらいたい。

事務局 細かく確認をする。

委員 資料 - 3の9ページに樹木管理について記載されているが、少し徹底していない気がする。堤防内で量的にも、数の上からも樹木はものすごく増大している。30年前と比べるとはっきりわかるが、ヨシ原やオギの原からもヤナギ林とか、ハンノキ林とか、オニグルミがふえている。今のままでは、森林化することから抑えて行かなければならないのでは

ないか。そうすると、樹木管理だけではだめで、ヨシ原やオギの原も一緒にどのように管理するか、木が入らないようにするにはどうしたらいいか、景観とも関係があるが樹木管理よりは伐採した樹木の活用も考えた鳴瀬川の特徴をあらわすという意味でも植生管理のあり方を考えることが必要ではないかと思う。それから、知事管理区間については、記載されていることには何も言うことがないと考えているが、本当にどのように考えているのか心配なところがある。保全という記載がたくさん出てくるが、資料 - 6 の18ページの写真を見ると人家周辺の川だと思うが、川の自然は全くなく味明川では残っている。このため、現状として失われた里近くの川の景観、自然、そういうものはやっぱり復元しなければならぬし、ぜひその内容を入れてほしい。それから、農業との関係を考えないと浄水、水質の浄化は、これからいろいろ問題があるのではないかと思う。下水と水の浄化について、利用している方と協力して、環境の保全に配慮する必要があると考える。便利だけを求め治水だけを重点に考えると、何か失うものがある。毎日眺めている景観・風情を失ってしまうのではないか、その意味では、里づくり・川の川づくりにも触れてもらいたいと思う。

事務局 資料 - 3 の9ページに指摘のとおり樹木管理について木に着目した記述が非常に目につくところであるが、本文中にもあるように「適切に植生の管理を行うとともに」と、植生全体の管理の視点は必要だと認識を持っており、表現については工夫する余地があるということで検討をするが、植生の管理全体を河川管理者としては時間軸の中で把握していくことが重要ではないかという貴重な意見だと思うので参考にさせていただく。

事務局 資料 - 6 の12ページにも記載しているが、「鳴瀬川の流れが生み出した良好な河川景観を保全し、多様な動植物が生息、生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐように努めます」という目標を立てている。鳴瀬川の本川に流れる支川がたくさんあり、我々が管理しているが、資料 - 6 の18ページの善川にしても長い年月改修をしており、低水護岸が整備されているが、圃場整備と一体となってこのような川をつくってきた経緯もあるが、これまでの改修のあり方を反省しながら、「できる限りの多様な動植物の生息の場ができるだけ消失しないように配慮する」というようなことで進めていこうと思っている。小河川であるので、洪水にも対応するが、河川環境も残していく、できる限りミチゲーションに対応する努力をしたいと思っている。宮城県では水循環保全基本計画をこれから立

てることになっており、関係する部局すべて下水道や農政関係も入って、庁内連携して行う。既に農政側では保全の施策ができており、「冬・水・田んぼ」や「農地の田んぼに魚がいる状況にしよう」と進めている。排水路をコンクリート化して深くした昔の第3次土地改良計画の反省に立って、支川、中小、大河川といった中で連携して取り組む課題とされているので、表現を考えて、原案を最終的にまとめたいと思っている。

委員 資料 - 3 の 3 ページ、資料 - 6 の 2 ページで、管理区間、対象区間があり国は90km、そして県管理については54河川、329.2kmとのことであるが、この管理区分について教えていただきたい。それから、資料 - 4 の 5 ページには各河川の名前があり国管理については多田川が入っているが、県管理の資料 - 7 には、多田川が54河川の中に入っていない。多田川ブロックは、平成13年7月に整備計画完了済みという関係から記載していないと思うが誤解を招くおそれがあると思うので多田川も入れて55河川として括弧書きで平成13年に整備計画済みと記載したほうが良いと思う。それから、流域の歴史、文化で、県管理の部分には詳しく記載してあるが、本石米の河川の流通の源であった事実があり、鳴瀬川の鳴瀬橋下流、花川の上流の地点に河岸端という町が指定した史跡があり、ここが鳴瀬川の河口から本石米の船便の最上流部だと思っており、その部分について少し記述を多くして歴史的な価値を盛り込んでほしい。その河岸端のところに4日に1度市が開かれたという四日市場という地名があり、また、御蔵という地名もある。それは倉庫群があったからであり、歴史的な価値を少し肉付けをすればこの計画が少し重みを増してくると思う。それから、具体的な整備計画の中で、イワナ、ヤマメ、アユ等の生殖が非常に多い鳴瀬川であり、要所に産卵場の確保とか、保全と記載されているが、今、川が非常に浅くなっており、中流から上流にかけて深みがないため、増水時に魚が避難するところが非常にない。10年ほど前にアユの解禁近くになって、大水があり、河口でアユがたくさん網にかかった異変が起きている。産卵場と同時に瀬と淵も保全する、確保する、河川整備とともに河床の深みも少し造成をする項目を入れると、川に多様な魚類が生息可能になると思うので、県計画の資料6の8ページ、22ページ24ページ等々及び資料 - 3 の33ページの要所に避難場所等々、川の瀬と淵をつくるという記述をお願いしたいと思う。

事務局 国と宮城県知事が管理する区間の考え方の一般的な考えについて説明したいと思うが、資料 - 3 の3ページに水系図を記載しているが、国の区間は下流を担当し、上流の中

小河川については宮城県で担当することになっているが、法律上、基本的には水系、河川の管理は知事が実施するのが旧河川法時代からの考え方である。川は基本的には指定区間であり、指定された区間は知事区間を意味し、指定区間から外した区間を指定区間外とし大臣区間を意味する。指定区間から外す区間は、洪水で堤防が切れると下流まで大きな氾濫被害を想定されるところについては、知事の指定を解除し国が直接管理している。鳴瀬川については、三本木より鳴瀬川本川の少し上流部まで国で管理している。これは、橋梁等の構造物とか、堤防が山付けになりそこで一端、堤防が途切れる地形特性も反映させて場所を決めている。国と県の河川の重要性は基本的には変わらないが、氾濫の被害の大きさ等で管理者を分けて管理している。鳴瀬川水系の中に存在する河川は小河川であっても河川法上の河川はすべて1級河川であり、国及び宮城県が管理している。

事務局 瀬と淵について資料 - 3の26ページは非常に悪い例で修正する。左側の図は平水位よりも上で掘削をすることで、本来の川の滲筋なり、瀬と淵は保全する掘削をしているが、吉田川上流の箇所掘削河道イメージは、流下能力を確保するため、下の方まで掘る図を表示している。従来は河床を平らに掘削したが、河床の形態の平行移動型の掘削をするように心がけており、今は深いところは深くなり掘ることを試みており、現地でも実践しているので図等についても丁寧に修正して整備計画を作りたいと考えている。

事務局 多田川について、指摘のとおり修正する。花川の河岸端について調べて考えたいと思う。アユについては、アユの里公園の課題でもあるため、巨石投入した箇所が埋まってきたと言われているので、これからの環境計画を踏まえて、瀬と淵の問題・アユの避難場所の問題、遡上環境の改善について記述を考えたいと思っている。

委員 資料 - 4の41ページと資料 - 7の28ページで鳴瀬川の表1 - 12、注目すべき動植物を記載し、下に特定種の選定根拠、天然記念物指定種、国・県と記載しているが、旧品井沼周辺のため池でシナイモツゴの保全活動をしているシナイモツゴ郷の会が先日農林水産大臣賞を受賞している。シナイモツゴについて県又は国の管理の部分で記載をしてほしい。

事務局 魚類であれば県の記載にホトケドジョウがある。北上川下流河川事務所の水辺の国勢調査の結果に県のデータが加わっているので、違いが生じているが両方とも正しいと

思う。取り扱いについては相談したいと思う。

委員 「注目すべき」であれば余り注目しなかったが、「天然記念物指定」と下に記載しているので、シナイモツゴも天然記念物に指定され、農林水産大臣賞を1月に受賞しているので記載してほしいと思った。

委員 生息場所は沼ではないか。

委員 県の資料 - 7 の27ページに魚取沼のテツギヨの記載もしているので、全国的に注目されているシナイモツゴも、記載してもらおうと鹿島台の方々は、国も県も活動を認めていると、一層励みになるので記載してもらいたいと思う。それと資料 - 4 の79ページに「「バイオマス」として地域内での活用できるよう積極的に広報を進めていきます」と記載されているが、広報ではなく、「積極的な活用を進めていきます」とか、「連携を進めていきます」と踏み込んで記載してほしい。資料 - 7 の51ページの堤防除草について、49ページで景観に配慮した整備とあるように、特殊な地域を景観に配慮するだけでなく河川景観全体に大きく左右するので、堤防の管理ということだけではなくて、景観の面も堤防の除草活動に配慮してほしい。

事務局 バイオマスの表現については、事務所と検討して、イメージとしては「活用できるよう積極的な取り組みを進めていきます」ということで、広報だけではない幅広い表現に整理したいと思う。

事務局 堤防の除草であるが、河川維持管理計画を立てており、その中で整理していく。ストックマネジメントを土木部で行っているが、必要面積に対し今の予算だと半分しか刈れない状況であるが、宮城県に河川愛護会が230の団体がありその協力をこれからもお願いしていくと考えている。活用方法について、リサイクルをすると高くなるが、環境面でいい結果がでるので、県内除草マップ、草刈りマップをつくり配慮したいと思っている。資料 - 6 の6ページに、(2)に維持管理とあり[河川管理施設として堤防、護岸、樋門、堰、ダム等が整備されて、常に施設の機能を発揮できるよう維持管理することが必要です」と記載していながら13ページには河川管理施設としてダムの記載がないため修正をする。南

川ダムと宮床ダムが吉田川にあり、鳴瀬川には漆沢ダムがある。堰堤の改良ないし修繕もストックマネジメントとして最も重要なことだと考えている。南川ダムでは堰堤改良事業を行っているので、これも含めて記述を考えている。国の区間では、堤防の質的整備を工事の改修で記載しているが、県でも堤防点検を平成16年の水害のときにカルテを作成しており、調査はしていないが、鳴瀬川でも堤防が支川にあるので補修だけではなく改良及び補修という表現にしたいと思っている。危機管理の資料 - 6 の28ページについて昨年の12月27日に低気圧豪雨が発生し、田川で氾濫の可能性があったが、水位情報周知河川は鳴瀬川の田川合流点までであった。このため、田川も水位情報周知河川とするべきと考えており、宮城県では水位情報周知河川の見直しを行っており、今後整理し、盛り込むかどうか検討させていただきたいと思っている。

委員 資料 - 4 の41ページで代表種や注目種の定義が分からない。それから、注目種の中にヨシが入っているが、これが宮城県でヨシは注目種ではないと思う。それから、代表種のところにイヌヤナギがあるが、間違いではないかと思うので後で私も調べてみる。

事務局 内部で整理して、必要があれば先生にご足労かけるかもしれないが、お願いしたい。

委員 国の河川整備で、洪水、高潮等の記載があるが、特に災害の洪水について前段に災害の背景が記載してあるが、高潮について記述ないので高潮が計画の主旨に記載されているのは、一般の方が見みたときに唐突な感じを受けるイメージがある。資料 - 4 の39ページに自然環境に関する事項で、いろんな写真がのっているが特に右下の鳴瀬川の河口付近の植生状況については特有の植生状況というのがよくわからない写真との印象を持った。今まで委員会資料は国と県とで両方でまとめて、全体的にわかりやすく、流域全体として議論ができたと思っているが、河川法に基づいて整備計画を、今後、国と県はそれぞれ上部機関の別の審査を受けると思うが、今まで両方の資料が合体していて非常にわかりやすい部分があったと思う。この計画にダムを位置づける非常に大きなテーマがあり、ダムの考え方があって、それを国の場合でも掘削や築堤だとこれだけ時間がかかるなどの非常にわかりやすい説明があり、その中でダムがこういう形で貢献があるとの説明もあり、今までの委員会のプロセスの中でお互いにいろんな情報をやりとりしながらわかりやすい形に

なったのだが、今後、「案」というのがとれて上部機関の審査を受ける場合、この素案を
合作で審査するわけではないと思うが、お互いで前提として考えていることがきちんとわ
かりやすいような形になる制度が担保されているのか、制度的なことを聞きたい。

事務局 最初の方の洪水、高潮等というのは、これは河川法第1条の言い回しであり違和
感なく整理できるか検討する。河川法の大管管理区間については東北地方整備局長が決定
することになっており、知事管理区間については、地方整備局長が認可することになって
いる。同一人格者が一つの計画を見るので問題はないが、肝心なのは、地域の方に説明す
る際には北上川下流河川事務所と宮城県の合同でプレゼンをすると聞いているので、その
際には全体の県知事区間、国区間という議論のもっと大きな前段の話で、鳴瀬川水系は全
体としてこう考えていくのですという話をきちっとして、おのおのの区間の整備計画の内
容を説明することに努めていきたいと考えているし、我々内部の審査についても問題はな
いと考えている。

(閉会 午後 4時50分)